

令和 9 年度

佐用町

保育所・認定こども園

入園の手引き



【申込期間】

一斉申込み：令和8年 10 月 26 日（月）～11 月 20 日（金）

随時申込み：利用開始希望月の前月 20 日まで

※一斉申込みの用紙の配布は令和8年 10 月 20 日（火）から行います。

※令和9年 4 月から令和10年 3 月中に入園を希望される方は、一斉申込み期間中にお申し込みください。

1 保育所・認定こども園の利用について

1-1 保育所・認定こども園の違い

保育所は、就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

	保育所	認定こども園（佐用マリア幼稚園）	
	2号・3号認定	1号認定 （幼稚園部分）	2号・3号認定 （保育所部分）
対象児童	保護者の就労などの理由により家庭で保育ができない0～5歳児	3～5歳児	保護者の就労などの理由により家庭で保育ができない1～5歳児
保育の必要性	あり	なし	保育所と同じ
保育時間	最長 11 時間	14：00 まで	
給食	あり	あり	
休園日	日・祝	土・日・祝	
長期休暇 （夏季休暇等）	なし	あり	

※対象児童の受入年齢について詳しくは「1-4 受入年齢について」をご覧ください。

1-2 土曜日保育

土曜日保育の実施状況については下記のとおりです。

町立保育園は佐用保育園と南光保育園のみとなります。

原則、佐用保育園・上月保育園の園児は佐用保育園で、南光保育園・三日月保育園の園児は南光保育園で保育を行います。

※特別な事情により施設の変更を希望される場合はお申し出ください。

施設名	保育時間	利用条件
佐用保育園	7：30～16：00 保育標準時間	事前申込みが必要です。
南光保育園	8：00～16：00 保育短時間	
佐用マリア幼稚園	7：30～16：00 保育標準時間	
	8：30～16：00 保育短時間	

1-3 ならし保育

入園当初は、入園児童が保育園生活にスムーズに慣れるよう、徐々に保育時間を延ばしていく「ならし保育」を実施します。具体的な日程につきましては、児童の様子を見ながら判断いたしますので、ご協力をお願いいたします。

1-4 受入年齢について

町立保育園は、0歳（原則として生後8か月を経過した翌月）～就学前までの児童が対象です。佐用マリア幼稚園は、1号認定は3歳～就学前までの児童、2号・3号認定は、1歳（幼児食が食べられる子ども）～就学前までの児童が対象です。

2 認定制度について

保育所・認定こども園を利用するには、下記の3つの認定区分により認定を受ける必要があります。

下表を参考に、認定区分、利用目的に応じた施設に申込みください。

対象児童	認定区分	利用可能施設	保育の必要性の 審査及び書類
満3歳以上で 教育のみを利用	1号認定	幼稚園 認定こども園	保育の必要性の審査は不要
満3歳以上で 保育が必要	2号認定	保育所 認定こども園	保育の必要性の審査が必要 当該児童が保育を必要とすること を証する書類を提出してください。 ⇒必要書類等は4ページを参照
満3歳未満で 保育が必要	3号認定	保育所 認定こども園	

2-1 「保育の必要性」の認定について

保育の必要性とは、利用可能な施設（支給認定）の決定を客観的に判断するための指標のことで、いくつかの条件によって判断されます。この条件のいずれにも該当しない場合で3歳以上は1号認定、1つでも該当する場合は2号または3号認定となります。

条件には次の基準がありますので、ご確認ください。

「保育の必要性」の認定基準	
①就 労 (家庭外労働・家庭内労働)	児童の保護者が家庭外で仕事、または家庭内で児童と離れて日常の家事以外の仕事をすることが普通であるため、児童の保育ができない場合
②母親の出産	妊娠中であるか出産後間もない場合 ※認定有効期間は、出産予定日の8週間前から、出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの必要な期間

③保護者の疾病等	児童の保護者が疾病にかかり、若しくは負傷し、または心身に障害を有している場合
④病人の看護等	児童の家庭に長期にわたる病人や心身に障害のある人がいるため、保護者が常時その看護に当たっており、児童を保育できない場合
⑤家庭の災害	火災、風水害、地震等で家屋を失ったり破損したため、その復旧の間、児童を保育できない場合
⑥求職活動	児童の保護者が就労のための活動をしており、保育ができない場合 ※認定有効期間は、3か月間
⑦就 学	児童の保護者が学生であり保育ができない場合
⑧虐待やDVおそれ	児童の家庭内で虐待やDVのおそれがあり、児童を施設に預けることが好ましいと判断される場合
⑨育児休業取得後既に保育を利用	既に保育所を利用している児童の保護者が出産等により育児休業を取得し、保育が可能な状態となったが、退所による環境の変化が入所児童の発達上好ましくないと思料される場合（3歳児以上のみ）
⑩その他	町長が認める前各号に類する状態にある場合

※上記基準の①については、月当たり48時間以上が必要です。

2-2 保育の必要量及び保育・教育の時間について

保育の必要量とは、保育の必要性の基準によって必要とされる保育時間のことで、該当する基準内容により必要量（保育時間）が3区分に調整されます。

保育の必要量の内容は次表のとおりです。

「保育の必要量」の3区分		
教育標準時間 （1号認定）	対象者	・「保育の必要性」の基準に該当しない方
	内 容	・マリア幼稚園の教育時間は5時間です。
保育短時間 （2号・3号認定）	対象者	・①に該当し概ね月48時間から120時間までの勤務の方 または16時までの迎えが可能な方 ・⑥・⑨に該当し、保育を希望の方
	内 容	・原則的な保育時間は8時間以内です。
保育標準時間 （2号・3号認定）	対象者	・保育短時間以外の方
	内 容	・原則的な保育時間は8時間以内で、最長11時間まで預けることができます。

3 入園の申込みについて

◇1 号認定で利用する場合

佐用マリア幼稚園へ直接、申込みをしてください。

◇2・3 号認定で利用する場合

申込区分		必要書類	配布場所	提出先
・町立保育園 ・佐用マリア幼稚園	2号・3号認定	① 支給認定申請書※1 ② 入園申込書 ③ 保育を必要とすることを証する書類 ④ (申立書)	・各保育園 ・佐用マリア幼稚園 ・佐用町健康福祉課	第1希望の施設

※1 新規入園希望児童及び継続入園児童で、保育を必要とする事由・認定区分・保育必要量等の変更を希望する場合は、必ず支給認定申請書及び就労証明書等を提出してください。

ー 両親など主たる保護者は、下記に該当する書類が必要です。また、同居祖父母・叔父叔母（69歳以下）がある場合は、申立書を提出してください。ー

保育を必要とする理由	必要書類
① 就 労 (家庭外労働・家庭内労働)	就労等証明書 (事業所または民生委員の証明が必要です) ※69歳以下の同居祖父母・叔父叔母は、申立書
② 母親の出産	就労等証明書 ※母子手帳の写しを添付
③ 保護者の疾病等	就労等証明書 ※障がいの場合、障害者手帳等の写しを添付
④ 病人の看護等	就労等証明書 ※障がいの場合、障害者手帳等の写しを添付
⑤ 家庭の災害	申立書
⑥ 求職活動	ハローワークの「求職受付票」の写し等
⑦ 就 学	在学証明書の写し、合格通知書の写し
⑧ 育児休業取得後既に 保育を利用している	就労等証明書 ※事業所の証明が必要
上記以外の理由	申立書

該当者のみ提出の必要な書類

母子・父子家庭の方	児童扶養手当証書の写し
別居中の方	離婚調停（裁判）を証明する書類 ※上記書類を提出できない場合、別居中配偶者の就労証明書等が必要となります。
生活保護受給中の方	生活保護受給証
同一世帯に身体障がい者等がいる方	身体障害者手帳、療育手帳、特別児童扶養手当証書等の写し
令和8年1月1日時点で町外在住者	保護者の（父、母双方とも）前住所地の住民税課税証明書

【申込可能な施設数】

- 1号・・・第1希望のみ
- 2号・3号・・・第1～第3希望まで

【佐用町外に住所のある方】

◇ お仕事の都合等で住所が佐用町外の方で町内の保育園に入園を希望される方は、住所のある市区町村の担当課へ申込みをしてください。申込書は、お住まいの市区町村のもので結構です。申込締切日は市区町村によって異なりますのでご確認ください。

ーお申込みされる方へー

- ・ 入所希望者の家庭状況等を審査のうえ保育を必要とする程度の高い児童から順次入所決定することになります。このため、第2、第3希望施設への利用調整や待機となる場合がありますのでご了承ください。
- ・ 入園申込後、入園の必要がなくなった場合は、速やかに健康福祉課子育て・福祉室へご連絡ください。
- ・ 提出された書類が、虚偽と判明した場合は、入園はできません。

—他市区町村を希望の場合—

◇ 申込受付場所 佐用町健康福祉課

申込後、希望施設のある市区町村へ協議をします。申込書及びその他の必要書類は市区町村によって異なる場合があります。あらかじめ、希望する施設を管轄する市区町村に締切日、必要書類、空き状況、担当者などを確認の後、お申込みください。

◇ 申込締切日 市区町村によって、受入月、申込締切日等が異なりますので、希望施設のある市区町村へご確認ください。

4 利用者負担額（保育料）について

これまで国や県の制度に加え、佐用町独自の施策により認可保育施設に通う、3歳未満の第2子以降について保育料を無償化しておりましたが、子育て世帯のさらなる支援のため、令和8年度から所得に関係なく0歳～2歳児の保育料を無償にしました。このため、利用者のご負担はありません。

《参考／保育料の算定方法及び利用者負担額表（月額）》

【保育料の算定】

毎月の保育料は、保護者の前年分及び当年分の町民税額等をもとに、町が定める規則に基づき、子どものための教育・保育利用者負担基準額表（次ページ参照）により決定します。このため、同意を頂いたうえで、保育料算定に必要な情報及び世帯情報を閲覧させていただきます。

※ 生計の中心者の税額で保育料を算定しますので、必ずしも父母の所得内容だけで算定されるとは限りません。

【算定時期】

◇ 4月～8月分保育料

前年分の町民税等により算定します。

◇ 9月～3月分保育料

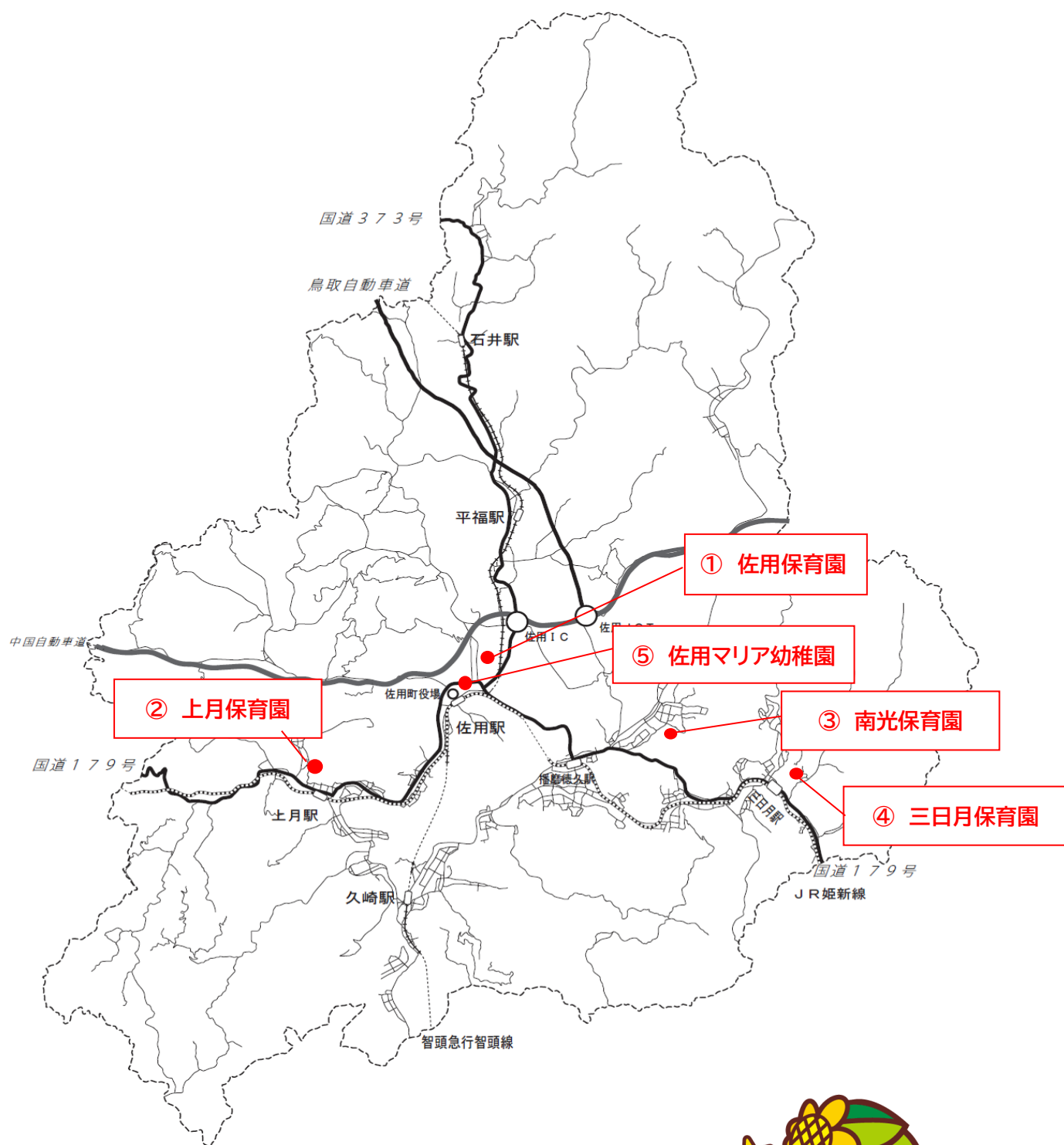
当年6月以降に確定する当年度の町民税等により算定します。



佐用町の基準（令和7年度まで）※現在無償化

■利用者負担基準額(月額)												
◆2号・3号認定を受けた者の利用者負担額基準表										佐用町		
入所児童の属する世帯の階層区分					利 用 者 負 担 額 上段: 保育標準時間 下段: 保育短時間					児童に兄弟姉妹が いる場合		
階層	定義				3号認定	(参考) 国基準	2号認定		(参考) 国基準			
					3歳未満児		3歳児	4歳以上児				
01	A	生活保護法による被保護世帯			0	(0) (0)	0		(0) (0)	同一世帯に18歳以下の 範囲で兄弟等が いる場合、最年長児童か ら順に 2人目以降は無料		
02	B	町村民税非課税世帯			0	(0) (0)	0		(0) (0)			
03	C1	町民税均等割のみの世帯			9,300 9,200	(19,500) (19,300)	0		(0)			
04	C2	町民税所得割の ある世帯	所得 割 課 税 額	8,000円未満	11,000 10,900		0					
05	C3			48,600円未満	12,700 12,500		0					
06	D1			65,000円未満	14,400 14,200	0						
07	D2			77,101円未満	16,100 15,900	(30,000) (29,600)	0					
08	D3			97,000円未満	19,500 19,200		0					
09	D4			142,000円未満	24,300 24,000	(44,500) (43,900)	0					
10	D5			169,000円未満	29,000 28,600		0					
11	D6			301,000円未満	39,700 39,100	(61,000) (60,100)	0	0	(0) (0)			
12	D7			301,000円以上	48,000 47,200	(80,000) (78,800)	0	0	(0) (0)			
○ B、C1、C2、C3、D1、D2 階層で母子・父子・在宅障害児(者)のいる家庭												
入所児童の属する世帯の階層区分					利 用 者 負 担 額 上段: 保育標準時間 下段: 保育短時間					児童に兄弟姉妹が いる場合		
階層	定義				3号認定	(参考) 国基準	2号認定		(参考) 国基準			
					3歳未満児		3歳児	4歳以上児				
02	B	所得税非課税世帯			0	(0) (0)	0		(0) (0)	同一世帯に18歳以下の 範囲で兄弟等が いる場合、最年長児童か ら順に 2人目以降は無料		
03	C1	町民税均等割のみの世帯			3,700 3,600	(9,000) (9,000)	0		(0) (0)			
04	C2	町民税所得割額	8,000円未満	4,400 4,300	0							
05	C3	町民税所得割額	48,600円未満	5,000 4,900	0							
06	D1	町民税所得割額	65,000円未満	5,700 5,600	(9,000) (9,000)	0		(0) (0)				
07	D2	町民税所得割額	77,101円未満	6,400 6,300		0						
◆1号認定を受けた者の利用者負担額基準表												
入所児童の属する世帯の階層区分					利用者負担額		(単位: 円)		国基準			
01	A	生活保護法による被保護世帯			0				(0)			
02	B	町民税非課税世帯及び所得割額のない世帯			0				(0)			
03	C	町民税所得割の ある世帯	所得 割 課 税 額	77,100円以下	0				(0)			
04	D			211,200円以下	0				(0)			
05	E			211,201円以上	0				(0)			
○ B、C 階層で母子・父子・在宅障害児(者)のいる家庭												
入所児童の属する世帯の階層区分					利用者負担額		(単位: 円)		国基準			
02	B	町民税非課税世帯及び所得割額のない世帯			0				(0)			
03	C	町民税所得割額			77,100円以下		0		(0)			

5 町内の施設



町立保育園【保育方針】

一人ひとりを大切にする保育～家庭・保育・教育の連携～

- ・主体性を尊重する保育
- ・環境を通して行う保育
- ・保護者と共に行う保育

※施設等の見学などについては、直接下記までお問合せください。

①佐用町立佐用保育園

住所	長尾 905 番地 9
電話番号	82-2946
入所定員	130 名

②佐用町立上月保育園

住所	上月 880 番地
電話番号	86-0103
入所定員	90 名

③佐用町立南光保育園

住所	林崎 935 番地
電話番号	78-0059
入所定員	70 名

④佐用町立三日月保育園

住所	三日月 1107 番地
電話番号	79-2221
入所定員	60 名

※町立保育園の施設類型は認可保育所になります

【保育時間】

保育短時間 : 8:00～16:00 (8 時間)

保育標準時間: 7:30～18:30 (最長 11 時間まで)

⑤佐用マリア幼稚園

住所	佐用 2847 番地
電話番号	82-2147
施設類型	認定こども園
入所定員	20 名
教育・保育時間	教育標準時間：9：00～14：00 保育短時間：8：30～16：30 保育標準時間：7：30～18：30
教育・保育方針	・感謝と祈りで豊かな子ども ・清く明るく素直な子ども ・みんな仲良く優しい子ども ・心身ともにたくましい子ども ・正しい考えで行動できる子ども



【1日のすごしかた（例）】

時 間	主な活動	主な内容
7：30 8：00	開園 基本保育 自由遊び 発達段階をふまえた保育 給食	健康チェック 持ち物の始末 季節の味を取り入れた献立
11：30	歯磨き・休息 自由遊び	主に戸外活動 未満児は午睡
13：00 15：00	おやつ 降園準備	健康チェック 持ち物確認
16：00 18：30	降園 希望保育 降園	保育標準時間認定児童のみ

※各園によって活動の時間や内容については様々です。

※1号認定（教育部分）児童の過ごし方については佐用マリア幼稚園にお問い合わせください。

6 入園後のお願い

保育所・認定子ども園（保育所部分）は家庭で保育できないお子さんをお預かりする施設です。入園後も家庭で保育できない状態が続いていることが必要です。状態に変更がある場合は届を提出してください。

【家庭の状況に変更があった場合】

- ◇ 住所が変わったとき・・・保育の実施変更届
- ◇ 勤務先が変わったとき・・・保護者等の就労等証明書
- ◇ 氏名が変わったとき・・・保育の実施変更届
- ◇ その他家庭の状況が変わったとき・・・保育の実施変更届

【休園する場合】

園長にあらかじめ報告してください。1か月以上休園する場合は申出書の提出が必要になります。ただし、保育料は通常どおりお支払いいただきます。休園は3か月までとなりますので、3か月を超える場合は退園していただきます。

7 退園について

下記の状況になった場合は「退園届」の提出が必要です。

- ◇ 保育の実施基準に該当しなくなった場合（保護者の退職等）
- ◇ 佐用町外へ転出される場合
- ◇ 未満児（0～2歳児）が通園している家庭において、新たに赤ちゃんが生まれ、出生後5か月が経過した場合。（通園している未満児は、赤ちゃんが出生後5か月を経過した月の月末に退園となります。）

8 一時的保育サービス

仕事や学校及び冠婚葬祭等の事情により児童を保育できない場合、一時的に保育するサービスです。

【一時保育サービスの内容】

◇非定型的保育サービス

保護者の断続的な就労や短時間就労、職業訓練、就学等により週1～3日だけ、家庭での保育が困難となる就学前の児童を対象とする保育サービス。原則週3日、月12日以内

年度単位（4月～翌年3月）で申込みができます。

◇緊急保育サービス

保護者の疾病、災害、事故、出産、看護、介護等の緊急な理由や冠婚葬祭等、社会的にやむを得ない理由により、短期的に家庭での保育が困難となる就学前の児童を対象とする保育サービス。原則として1か月程度まで。就労、就学、求職の理由では利

用できません。 利用の都度申し込んでください。

◇私的理由による保育サービス

保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消する等の私的理由により、短期的に家庭での保育が困難となる就学前の児童を対象とする保育サービス。原則として2週間程度まで。

利用の都度申し込んでください。

【利用料金】

3歳以上児1日当たり 1,000 円、3歳未満児1日当たり 1,500 円となります。

【申込方法】

ご利用を希望される日の10日前までに、利用を希望される保育園へお問合せのうえ、「一時的保育事業利用申請書」を提出しお申込みください。ただし、緊急保育サービスの場合は前日（場合によっては当日）までお申し込みを受け付けます。

【実施保育園】

（実施保育園）平日（月曜日～金曜日）町内全保育園

土曜日

佐用保育園・南光保育園

（利用時間） 平日（月曜日～金曜日）午前8時～午後4時（6時30分まで延長可能）

土曜日

午前8時～午後4時

定員の空き状況によりお
受けできない場合があります。
ご了承ください。





佐用町イメージキャラクター「おさよん」

お問い合わせ先	電話番号
健康福祉課 子育て・福祉室	0790-82-0661
各保育園	9ページ参照
佐用マリア幼稚園	0790-82-2147